

## 再度、火災多発に伴う注意喚起を実施します！

舞鶴市内では、令和2年9月23日現在で25件の火災が発生し、昨年の14件に比べ大幅に増加しており、9月7日（9月7日時点：23件）から実施している市民に対する注意喚起以降も、更に2件の火災が発生していることから、市民に対し、再度、火災予防の注意喚起を実施します。

### 1 令和2年の火災発生状況

舞鶴市内では、令和2年9月23日現在の火災発生件数が、前年同日（9月23日現在）と比較すると2.5倍（令和元年：10件、令和2年：25件）の火災が発生しています。

また、8月23日以降の1か月間で6件の火災が発生しています。

今年、舞鶴市内で発生した火災の主な出火原因（9月23日現在の速報値）は、1位「たき火」、2位「放火の疑い」、3位「たばこ」となっています。

火災の種別では、建物火災が最も多く、そのうち住宅火災が9件発生しています。

舞鶴市の年間の火災件数が25件となるのは、平成19年（25件）以来、13年ぶりとなります。

### 2 注意喚起の実施方法

- (1) まいづるメール配信サービスによる注意喚起
- (2) 舞鶴市消防本部ホームページに掲載
- (3) 消防車両による巡回広報
- (4) 報道機関への情報提供



### 3 注意喚起の内容

裏面に掲載

定期的に住宅用火災警報器の  
点検をしましょう！！



【お問い合わせ先】

消防本部予防課 担当：鍋師

☎：0773-66-0119 FAX：0773-64-5420 E-Mail：yobou@city.maizuru.lg.jp

(1) たき火に対する注意喚起

※ゴミなどを屋外で焼却する「野焼き・たき火」は法律で原則禁止されており、場合によっては中止を指導する場合があります。

- ・ 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと。
- ・ たき火等火気の使用中はその場所を離れず、使用後は完全に消火すること。
- ・ 強風時及び乾燥時には、たき火をしないこと。
- ・ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと。
- ・ 火遊びはしないこと。

(2) 住宅火災に対する注意喚起

【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント】

習慣

- ・ 寝たばこは、絶対やめる。
- ・ ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

対策

- ・ 建物周囲に燃えやすいものを置かない、放火されにくい環境を作る。
- ・ 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・ 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・ 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

---

【お問い合わせ先】

消防本部予防課 担当：鍋師

☎ : 0773-66-0119 FAX : 0773-64-5420 E-Mail : [yobou@city.maizuru.lg.jp](mailto:yobou@city.maizuru.lg.jp)